

魚津市告示第123号

魚津市自治会合併支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市自治会合併支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市自治会合併支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会 魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号）第25条第1項第1号に規定する組織をいう。

(2) 自治会の合併 2以上の隣接又は近接している自治会が合併し、1の自治会となることをいう。

(3) 合併自治会 自治会の合併により新たに設立された自治会をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、自治会の活動の維持又は活性化につなげるため、合併自治会に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、合併自治会に対して交付する。ただし、この要綱に基づく助成金の交付を受けたことのある自治会（合併前の自治会を含む。）は、対象から除くものとする。

2 前項の合併自治会は、第7条の交付申請をする前に、自治会合併届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の対象経費)

第5条 助成金の対象経費は、自治会の合併に要する経費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、10万円を限度とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 合併自治会は、自治会の合併があった日から起算して6月以内に、魚津市自治会合併支援助成金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定をしたときは、魚津市自治会合併支援助成金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした合併自治会に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた申請自治会は、当該助成金の交付決定の日の属する年度の末日までに、魚津市自治会合併支援助成金実績報告書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、魚津市自治会合併支援助成金の確定通知書(様式第5号)により、当該合併自治会に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の通知を受けた合併自治会が助成金の交付を受けようとするときは、魚津市自治会合併支援助成金請求書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 助成金の交付を受けた合併自治会が、この要綱の趣旨に反し不正の行為があったとき、又は合併自治会が助成金の交付決定を受けた日から5年を経過せずに複数の自治会に分離したときは、市長は、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係図書の保存)

第13条 合併自治会は、助成事業についての収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付決定の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日ま

でこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る助成金の交付及び第12条に規定する助成金の返還については、同日以後も、なおその効力を有する。

(準備行為)

- 3 第4条第2項の規定による届出については、この告示の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

代表者住所
氏名

自治会合併届

下記のとおり、自治会の合併について届出します。

記

1 合併する自治会 名称
代表者

名称
代表者

2 合併の理由

3 合併後の自治会 名称
代表者

4 合併の年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 合併後の自治会の規約
- (2) 各自治会が合併を決議した総会資料及び議事録
- (3) 合併後の自治会の役員及び構成員名簿
- (4) 合併後の自治会の区域図

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

自治会名

代表者名

魚津市自治会合併支援助成金交付申請書

魚津市自治会合併支援助成金の交付を受けたいので、魚津市自治会合併支援助成金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 自治会の合併した日

添付書類

事業計画書（別紙）

(別紙)

事業計画書

自治会の合併に要する経費の具体的な内容

--

収支予算書

1 収入

項目	金額（円）	説明
助成金		
自治会負担		
その他		
計		—

2 支出

項目	金額（円）	説明
計		—

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市自治会合併支援助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市自治会合併支援助成金の交付については、魚津市自治会合併支援助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

自治会名

代表者名

魚津市自治会合併支援助成金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった魚津市自治会合併支援助成金について、魚津市自治会合併支援助成金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業報告書（別紙）
- (2) 証拠書類（領収書等）

(別紙)

事業報告書

自治会の合併に要する経費の具体的な内容

--

収支決算書

1 収入

項目	金額 (円)	説明
助成金		
自治会負担		
その他		
計		—

2 支出

項目	金額 (円)	説明
計		—

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市自治会合併支援助成金の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市自治会合併支援助成金の交付については、魚津市自治会合併支援助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

助成金確定額 金 円

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

自治会名

代表者名

印

魚津市自治会合併支援助成金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で額の確定を受けた魚津市自治会合併支援助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

振 込 先	金融機関名	銀行	支店
	種別	普通	・ 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		